

熊本市工事競争入札参加者の合併等に係る特例措置要綱

制定 令和4年4月1日公告第277号

改正 令和5年3月10日工事契約課長決裁

令和7年3月26日工事契約課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「規則」という。）第9条に規定する有資格業者（以下「有資格業者」という。）が吸収合併、新設合併、事業譲渡又は会社その他の法人（以下「会社等」という。）の分割による承継（以下「合併等」という。）を行った場合の規則第6条に規定する格付け及び入札参加機会の確保に関する特例措置並びに手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「吸収合併」とは、合併当事者のうち一者が事業主体を変えずに存続し、他の者が存続する者に吸収されて消滅する形態の合併をいう。
- (2) 「新設合併」とは、合併当事者が新たな会社を設立し、全員が新たに設立された会社に吸収されて消滅する形態の合併をいう。
- (3) 「存続会社」とは、吸収合併後に存続する会社をいう。
- (4) 「新設会社」とは、新設合併により新たに設立された会社をいう。
- (5) 「消滅会社」とは、合併等により消滅する会社をいう。
- (6) 「合併時経審等」とは、平成20年3月10日付け国総建第309号国土交通省総合政策局建設業課長通知「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（以下「合併通知」という。）にいう合併時経審、平成20年3月10日付け国総建第311号国土交通省総合政策局建設業課長通知「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（以下「譲渡通知」という。）にいう譲渡時経審及び平成20年3月10日付け国総建第313号国土交通省総合政策局建設業課長通知「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（以下「分割通知」という。）にいう分割時経審を総称していう。
- (7) 「合併直前経審等」とは、合併通知にいう合併直前経審、譲渡通知にいう譲渡直前経審及び分割通知にいう分割直前経審を総称していう。
- (8) 「営業」とは、営業所、従業員、のれん等の有形無形の財産（積極財産のほか消極財産も含む。）をいう。

2 この要綱において、合併等の事実発生の日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 吸収合併又は新設合併 合併契約書等に合併期日の定めがある場合はその日、そ

れ以外の場合は合併登記の日

(2) 事業譲渡 事業譲渡契約における事業譲渡の日

(3) 会社等の分割による承継 会社等の分割契約書等に合併期日の定めがある場合はその日、それ以外の場合は分割登記の日

(特例措置の適用対象)

第3条 この要綱の適用となる対象は、合併等の当事会社のいずれか又は双方が有資格業者であって、次の各号に掲げるもの（以下「存続会社等」という。）とする。ただし、入札参加資格に係る営業を譲渡する会社等が、当該営業をすべて廃業し、かつ、負債の承継又は清算を行う場合に限るものとする。

(1) 存続会社

(2) 新設会社

(3) 他社から入札参加資格に係る営業の全部又は一部を譲り受けた会社

(4) 他社から会社分割により入札参加資格に係る営業の全部又は一部を承継する会社
(主観的事項に関する特例措置)

第4条 市長は、存続会社等が等級のある業種に登録を希望する場合の合併等の事実発生の日以降3ヶ年度の格付けにおける規則第7条の規定による主観的事項の評定において合併等を行ったことに対して加点することができるものとする。

2 合併等の事実発生の日以前に消滅会社が有した主観的事項に関する実績等項目については、存続会社等に承継することができるものとする。

(格付けに関する特例措置)

第5条 建設工事に登録を希望する業者における存続会社等の経営事項審査の総合数値、完成工事高及び自己資本額について、当該存続会社等が合併時経審等を受審する場合にあっては、その数値とし、合併時経審等を受審しない場合にあっては存続会社等が受審した合併直前経審等におけるこれらの数値とする。また、合併時経審等を受審したことにより、経営事項審査を年度中に2回以上受審した場合は、最新の審査結果におけるこれらの数値とする。ただし、等級及び順位の格付けについては、これらの数値を基にした年度途中での変更は行わないものとする。

2 調査、測量及び設計等建設コンサルタント業務の業者における存続会社等の完成業務高は、合併等の事実発生の日以前に認定された合併等の当事会社の完成業務高の数値を合計したものとする。ただし、順位の格付けについては、これらの数値を基にした年度途中での変更は行わないものとする。

3 消滅会社が資格を有していた業種について、存続会社等が、合併等事実発生の後に入札参加資格審査における格付け基準の要件を満たす場合は、消滅会社が有していた入札参加資格を全て承継したものとして取り扱うものとする。

4 合併等の当事会社が同一の業種で異なる等級に格付けされている場合において、存続会社等は、合併等の当事会社の従前の等級のいずれかを選択するものとする。

5 合併等と存続会社等の本店所在地の移転が同日付けで行われた場合は、原則として、合併等が先に行われたものとみなすものとする。

(入札参加資格等に関する特例措置)

第6条 存続会社等の入札参加資格における営業継続年数については、合併等の当事会社のうち年数が最も多い者の年数を適用して算定するものとする。

2 存続会社等の施工及び履行実績(以下「実績」という。)については、消滅会社から入札参加資格を承継した業種については、消滅会社が有していた実績を存続会社等の実績とすることができるものとする。

3 存続会社等における技術者及び従業員等(以下「技術者等」という。)の雇用期間については、消滅会社が雇用していた技術者等を継続して雇用する場合は、消滅会社での雇用期間を加えた雇用期間とすることができるものとする。

4 消滅会社が、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年4月1日告示第108号)第2条第1項又は第3条各項の規定による指名停止の期間中である場合は、存続会社等が当該期間を引き継ぐものとする。

5 熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領(平成21年9月15日告示第565号)、熊本市建設工事簡易型総合評価一般競争入札実施要領(平成24年4月4日公告第316号)、熊本市建設工事施工計画型総合評価一般競争入札試行要領(令和6年12月27日公告第899号)及び熊本市建設工事技術提案型総合評価一般競争入札試行要領(平成28年4月1日公告第242号)に基づき実施する総合評価一般競争入札における評価内容については、消滅会社が有した評価内容を存続会社等が承継できるものとし、そのうち登録業種(とび・土工・コンクリート工事について、その内訳として、熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書又は完成工事高内訳及び技術職員総括表に記載された細業種の工事を対象とした場合は、その工事。以下「登録業種等」という。)の工事成績評定点の平均点については、存続会社等は、消滅会社の施工実績の工事成績評定点を登録業種等の工事成績評定点の平均点に算入するかどうかを選択することができるものとする。

(申請)

第7条 存続会社等が第5条及び第6条の特例措置の適用を受けようとする場合は、合併等による入札参加資格審査申請書変更届及び特例措置申請書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添付し、申請するものとする。

- (1) 合併等に係る契約書又は分割契約書の写し
- (2) 存続会社等の登記事項証明書の写し及び必要に応じて合併等の状況が分かるパンフレット又はホームページ等の資料
- (3) 建設工事に登録のある業者の場合は、次に掲げる書類の写し
 - ア 合併等当事会社の合併等以前の建設業許可通知書又は建設業許可証明書
 - イ 合併等当事会社の経営事項審査の総合評定値通知書

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条の2各項の規定による認可についての通知書又は消滅会社の建設業の廃業届及び合併等以後の存続会社等の建設業許可通知書又は建設業許可証明書

エ 存続会社等の営業所一覧表（熊本市外に本店を有する者に限る。）

(4) 調査、測量及び設計等建設コンサルタント業務に登録のある業者の場合は、合併等の事実発生の日以降に発行された営業に関して必要とされる登録証明書又は登録通知書の写し

(5) その他市長が必要と認めるもの

（認定及び結果の通知）

第8条 前条の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、第5条及び第6条の特例措置の適用を認定し、その結果について合併等による特例措置認定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

（申請内容の変更）

第9条 第5条及び第6条の適用を受けている者で、第7条の申請内容に変更があった場合は、入札参加資格審査申請書変更届により速やかに報告するものとする。

（認定の取消し）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の認定を取り消すことができるものとする。

(1) 合併等後に入札参加資格に係る営業の一部を譲渡し、又は入札参加資格に係る営業の一部を分社化した場合

(2) 申請の内容に虚偽があった場合

2 前項の取消しを行った場合は、合併等による特例措置認定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行する。

合併等による入札参加資格審査申請書変更届及び特例措置申請書

年 月 日

熊本市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

年 (年) 月 日付けで、下記のとおり合併等を行いましたので、先に提出しました熊本市
工事等入札参加資格審査申請書の記載事項を変更するとともに、熊本市工事競争入札参加者の合併等に係る特例
措置等要綱第5条及び第6条の規定に基づく特例措置を、関係書類を添えて申請します。

記

1 合併等内容 (いずれかに○を付けること)
吸収合併 ・ 新設合併 ・ 吸収分割 ・ 新設分割 ・ 事業譲渡

2 合併等期日 年 (年) 年 月 日

3 変更内容
(1) 存続会社等

商号又は名称		使用印
代表者職氏名		
住所		
建設業許可番号	知事許可 特・般第 号	
登録業種及び等級	工事 等級	
	工事 等級	
	工事 等級	
	工事 等級	

(2) 消滅会社

商号又は名称		
代表者職氏名		
住所		
建設業許可番号	知事許可 特・般第 号	知事許可 特・般第 号
登録業種及び等級	工事 等級	工事 等級
	工事 等級	工事 等級

合併経審の受審	年 (年) 月 日受審 (済 ・ 予定) ・ 予定無
---------	-------------------------------

4 特例措置内容

(1) 登録を希望する業種及び等級

工事	等級	工事	等級
工事	等級	工事	等級
工事	等級	工事	等級

※ 存続会社等又は消滅会社の有する業種及び等級のいずれかを選択すること。

(2) 総合評価方式における消滅会社の工事成績評定点の算入 (いずれかに○を付けること) 希望する ・ 希望しない

5 その他 (本店所在地移転等)

本社所在地移転年月日 年 (年) 月 日

※ 合併等に合わせて、本店所在地が移転となった場合、移転年月日を記載すること。

【添付資料】

- (1) 合併等に係る契約書又は分割契約書の写し
- (2) 存続会社等の登記事項証明書の写し及び必要に応じて合併等の状況が分かるパンフレット又はホームページ等の資料
- (3) 建設工事に登録のある業者の場合は、次に掲げる書類の写し
 - ア 合併等当事会社の合併等以前の建設業許可通知書又は建設業許可証明書
 - イ 合併等当事会社の経営事項審査の総合評定値通知書
 - ウ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第17条の2各項の規定による認可についての通知書又は消滅会社の建設業の廃業届及び合併等以後の存続会社等の建設業許可通知書又は建設業許可証明書
 - エ 存続会社等の営業所一覧表 (熊本市外に本店を有する者に限る。)
- (4) 調査、測量及び設計等建設コンサルタント業務に登録のある業者の場合は、合併等の事実発生の日以降に発行された営業に関して必要とされる登録証明書又は登録通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

工契発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

合併等による特例措置認定通知書

年（ 年） 年 月 日付けで申請のあった熊本市工事競争入札参加者の合併等に係る特例措置等要綱第5条及び第6条の規定に基づく特例措置について、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

1 特例措置内容

登録する 業種及び等級	工事	等級	工事	等級
	工事	等級	工事	等級
	工事	等級	工事	等級

2 特例措置期間

熊本市工事競争入札参加者の合併等に係る特例措置要綱第5条の規定する格付けに関する特例措置については、 年（20 年） 年 月 日より令和 年度（20 年度）熊本市工事競争入札参加資格確認通知書到着（令和 年（20 年）4月下旬通知予定）までとする。

担当 熊本市総務局契約監理部工事契約課

電話 096-328-2442

工契発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史

合併等による特例措置認定取消通知書

年（ 年） 年 月 日付けで申請のあった熊本市工事競争入札参加者の合併等に係る特例措置等要綱第5条及び第6条の規定に基づく特例措置について、第10条の規定に基づき下記のとおり認定を取り消しましたので、通知します。

記

1 取消す理由

2 取消期日

年（ 年） 年 月 日

担当 熊本市総務局契約監理部工事契約課

電話 096-328-2442